

ピコディー利用規約

2024年6月28日制定

工大祭実行委員会

第一章 本規約の目的と規約内用語の定義

本規約は、ピコディー関連作品を利用したい人が著作権について不明瞭なままピコディー作品を利用し、無自覚に著作権を侵害してしまう、あるいは著作権について不明瞭であることを理由にピコディー作品の利用に踏み切れない、といった著作権にまつわる諸問題を未然に防ぐことを目的とする。

第1条

「ピコディー」とは東京科学大学大岡山キャンパス学園祭（以下、「工大祭」という。）のマスコットキャラクターを指す。

第2条

本規約内における「作品」とは、制作者が「作品である」と主張したものだけでなく、ピコディーを用いて作られた何らかの媒体全てを指す。

第3条

「一次創作作品」とは「著作者が制作し、工大祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）に一次創作作品として提出したピコディー作品」を指す。

第4条

「二次創作」とは以下に挙げる行為を指す。また、二次創作作品の制作者または制作団体自身による公開、頒布および実演することを「二次創作活動」という。

- ピコディーの設定資料等を元に、個人や団体が創作すること
- ピコディーの設定資料等に加え、個人や団体が独自に考案した設定を用いて創作すること

第5条

「二次利用」とは以下に挙げる行為を指す。

- 一次創作作品をそのまま利用すること
- 一次創作作品にトリミングや色調の変更など独創性のない変更を加えること

第二章 ピコディーの利用に関する規約

第6条 ピコディーの著作権

「ピコディー」の著作権は当委員会に帰属する。

第7条 二次創作活動について

二次創作活動は、商用・非商用問わず、原則自由とする。当委員会および著作者への連絡は任意である。

第8条 二次利用について

二次利用は非商用に限り、原則自由とし、商用目的での二次利用は認めない。ただし、当委員会の許可がある場合はその限りでない。

第9条 禁止事項

以下に該当する二次創作活動および二次利用は停止を命じる場合がある。

- 公序良俗に反するもの
- ピコディーのイメージを損なうような攻撃的・差別的・性的・過激なもの
- 反社会的勢力や違法行為に関わるもの
- その他、当委員会あるいは著作者が不適切だと判断したもの

第10条 利用上の例外

以上の規約を満たしていても、以下に該当する場合は、利用の前に当委員会への連絡を必須とする。

- 有償での作品頒布が大規模に渡って行われる場合(企業以外の個人、および団体も含む)
- 有償、無償を問わず、企業などの法人が主体となって利用する場合

第11条 規約の変更

本規約は、当委員会と著作者の合意の下で予告なく変更される場合がある。